

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

個人住民税の特別減税

Q：今年の個人住民税の特別減税は、どのような方法で行われるのでしょうか教えてください。

A：平成7年の個人住民税の特別減税は次のようになります。

平成7年度分の

個人住民税額×15%＝特別減税額

(所得割額) (2万円が限度)

※平成7年度分の個人住民税額は、平成6年分の所得金額に基づいて計算されます。

個人住民税の特別減税の実施方法は、給与所得者と給与所得者以外の者とで違います。

①給与所得者の場合（特別徴収）

特別徴収では、給与所得者について、給与支払時に給与支払者が徴収します。今年の徴収の方法は、平成7年6月の住民税を徴収せずに、住民税の特別控除後の年税額を平成7年7月から平成8年5月までの11か月に割り振って徴収します。

②給与所得者以外の者の場合（普通徴収）

普通徴収では、年4回に分けて指定月に納税義務者が各自で市町村へ直接納付します。今年の住民税は、第1回分の納付時に特別減税額が控除されます。

上記の①及び②の場合も、市町村で特別減税額を加味して計算した各人ごとの住民税額が記入された納税通知書が①の場合は給与支払者に、②の場合は本人に送付されてきます。



住民税の場合。